

東灘処理場
汚泥処理施設改築更新等事業

消化ガス有効利用事業契約書（案）
（施工業務，維持管理・運営業務）

令和3年9月

神 戸 市

東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業
消化ガス有効利用事業契約書（案）（施工業務，維持管理・運營業務）

事業名	東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 消化ガス有効利用事業（施工業務，維持管理・運營業務）	
事業場所	神戸市東灘区魚崎浜町 43-3（本場） 神戸市東灘区魚崎南町 2丁目 1-23（管理本館）	
事業期間	施工期間 自契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日 ●●●Nm ³ 維持管理・運営期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 26 年 3 月 31 日	
契約単価	消化ガス 購入単価	●円/Nm ³ (うち消費税及び地方消費税の税額●円/Nm ³)
使用料	土地使用料等	●円/年間 (うち消費税及び地方消費税の税額●円/年間)

この事業について，発注者である「神戸市」（以下「甲」という。）と消化ガス有効利用事業者である「○○○○○○」(を以下「乙」という。)とは，次の条項によって，事業契約（施工業務，維持管理・運營業務）（以下「本契約」という。）を締結する。

この契約の締結を証するため，本書 2 通を作成し，当事者双方記入押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
神戸市
代表者 神戸市長 印

乙 [所在地]
[氏名] 印

第1章 用語の定義

(用語の定義)

第1条 本契約における用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、次の各号のとおりとする。また、本契約において定義されていない用語については、要求水準書又は基本契約に定義された意味を有する。

- (1) 「消化ガス有効利用事業契約（設計業務）」とは、甲及び優先交渉権者の間で締結された令和●年●月●日付東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業に関する消化ガス有効利用事業契約書（設計業務）（その後の変更及び修正を含む。）をいう。
- (2) 「基本契約」とは、甲及び優先交渉権者の間で締結された令和●年●月●日付東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業に関する基本契約書（その後の変更及び修正を含む。）をいう。
- (3) 「消化ガス有効利用設備」とは、乙が消化ガス有効利用事業契約（施工業務、維持管理・運營業務）に基づき施工する施設、設備及び付属品等の全てをいう。
- (4) 「設計事業者」とは、消化ガス有効利用事業契約（設計業務）の契約対象者をいう。
- (5) 「要求水準書」とは、本事業の公告において甲が公表した要求水準書及びこれに対する質問回答をいう。
- (6) 「募集要項」とは、本事業の公告において甲が公表した募集要項及びこれに対する質問回答をいう。
- (7) 「要求水準書等」とは、本事業の公告において甲が公表した要求水準書及び募集要項をいう。
- (8) 「提案図書」とは、本事業の応募に際し、乙その他の優先交渉権者が甲に提出した技術提案書一式をいう。
- (9) 「事業用地」とは、消化ガス有効利用事業を実施する土地として甲及び事業者の間で合意した土地をいう。
- (10) 「設計成果物（消化ガス有効利用設備）」とは、工事目的物の施工に係る設計業務の成果物又はそれらの一部をいう。
- (11) 「契約関係書類」とは、要求水準書等、前提条件書、設計成果物（消化ガス有効利用設備）、提案図書の総称をいう。なお、本契約に基づく第8条第1項第1号に示す設計期間中は、かかる定義として、前提条件書及び設計成果物（消化ガス有効利用設備）を除く。
- (12) 「前提条件書等」とは、設計、施工、維持管理・運營業務に係る各種条件を甲及び優先交渉権者の協議により定めた条件書及び設計業務委託契約第44条に基づき作成された書類及び別に甲乙の協議により、別途定めた仕様書をいう。

第2章 総則

(総則)

第2条 本契約は、甲及び乙の間で、乙が契約関係書類に従って、消化ガス有効利用事業を円滑に実施するため、施工業務及び維持管理・運營業務に必要な事項を定めることを目的とする。なお、乙は、消化ガス有効利用事業が円滑に実施されるために、消化ガス有効利用事業に係る設計業務を実施した企業（当該企業と乙を総称して以下「事業者」という。）と必要な協力を行う。

(契約関係書類の適用関係)

第3条 甲及び乙は、本契約とともに、基本契約、前提条件書等、要求水準書等、提案図書に定める事項が適用されることを確認する。

2 基本契約、本契約、前提条件書等、要求水準書等、提案図書との間に齟齬がある場合、基本契約、本契約、前提条件書等、要求水準書等、提案図書の順にその解釈が優先する。ただし、提案図書の内容が要求水準書等で示された水準を超えている場合には、当該部分については、提案図書が要求水準書に優先する。

第3章 消化ガス有効利用事業の概要

(消化ガス有効利用事業の概要・事業範囲)

第4条 本事業は、東灘処理場（以下「本処理場」という。）の汚泥消化工程において、発生する消化ガスを事業者が甲より購入し、本処理場内に消化ガス有効利用設備を設計・施工、工事監理し、維持管理・運営を行うこととする。

2 本事業は、契約関係書類に従い、事業者が適正かつ確実に実施し、甲は事業者による消化ガス有効利用事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置を講じる。

(消化ガス有効利用事業の事業方式)

第5条 事業者は、消化ガス有効利用設備を設計・施工した後、維持管理・運営期間中、自ら所有・運営する。

2 事業者は、事業終了後に消化ガス有効利用設備を自らの負担により撤去する。

3 事業者は、消化ガス有効利用設備の設置に必要な事業用地等の使用に当たり、甲へ土地等の使用料を支払うこととする。また、事業者は事業用地等について、甲の行政財産の使用許可の申請を行い、その許可を受けることとし、毎年度、更新手続を行うものとする。

4 事業者は、消化ガス有効利用事業の遂行及び事業用地等の管理を善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。

(費用負担及び事業者の資金調達)

第6条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、消化ガス有効利用事業の実施に必要な一切の費用（光熱水費を含む。）を負担し、消化ガス有効利用事業を実施するに当たり必要な資金調達を全て自己の責任において行わなければならない。

(事業者の収入)

第7条 本契約に基づき乙が実施する運營業務により得られる運営収入は、全て事業者の収入とする。

(事業期間)

第8条 消化ガス有効利用事業の事業期間は、次のとおりとする。

(1) 設計期間

令和●年●月●日から令和4年10月14日

(2) 施工期間

本契約の締結日（以下「施工業務開始予定日」という。）から令和6年3月31日

(3) 維持管理・運営期間

令和6年4月1日（以下「維持管理・運營業務開始予定日」という。）から令和26年3月31日

(4) 撤去期間

令和26年4月1日から令和26年10月31日

(法令等の遵守)

第9条 事業者は、消化ガス有効利用事業を実施するに当たり、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

第4章 消化ガス有効利用設備の施工業務

第1節 総則

(施工)

第10条 乙は、契約関係書類に従い、令和6年3月31日までに、消化ガス有効利用設備の

施工を完了させなければならない。

2 施工方法その他消化ガス有効利用設備の完成のために必要な一切の手段は、乙が、自己の責任で決定する。

3 乙は、甲から消化ガス有効利用設備の施工に係る施工着手の許可通知を受けた後、遅滞なく施工に着手しなければならない。

(工事監理)

第11条 乙は、消化ガス有効利用設備の施工に際し、契約関係書類に基づく適切な工事監理を行うものとする。

2 甲は、乙に対し、随時消化ガス有効利用設備の施工についての報告を要求することができる。甲が当該報告を要求したときは、乙は、甲に対する施工の事前説明及び事後報告並びに現場での施工状況の確認等報告を行うものとする。

(施工に伴う各種調査)

第12条 乙は、必要に応じて、自己の費用負担により消化ガス有効利用設備の施工のために必要となる各種調査を実施した上で施工を実施しなければならない。

2 乙は、消化ガス有効利用設備の施工に伴う各種調査を行う場合、甲に事前に連絡した上で行わなければならない。

3 乙は、各種調査及び調査結果に係る一切の責任及び費用を負担しなければならない。

4 乙の各種調査の誤り又は過失に起因して甲又は事業者が生じた損害、損失又は費用の一切を乙が負担する。

(施工計画書)

第13条 乙は、施工計画書を消化ガス有効利用設備の施工着手の30日前までに甲に提出しなければならない。乙は、必要がある場合には、甲と協議の上、施工計画書の内容を変更することができ、この場合においては、変更後の施工計画書を速やかに甲に提出しなければならない。

2 甲が第1項に基づき施工計画書を受領したことを理由としても、乙の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、甲が、施工について、責任を負担するものではない。

3 事業用地において、第8条第1項に示す設計業務期間中に、乙が必要な調査を行わなかったことに起因し、地中埋設物や土壌汚染等が発見された場合、乙は、自らの費用負担により、必要な措置を講ずるものとする。ただし、事前調査において発見できず、かつ項が予見できない事象であると認める場合には、この限りではなく、甲乙の協議による。

(施工に係る許認可及び届出)

第14条 乙は、消化ガス有効利用設備の施工に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の費用及び責任において行わなければならない。

2 甲は、乙からの要請があった場合、前項の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行う。

3 乙は、甲が行わなければならない許認可の取得及び届出のために必要な協力を行う。

(施工に伴う近隣対応・対策)

第15条 乙は、自己の費用及び責任で、騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他施工が近隣の生活環境に与える影響を勘案して、必要な近隣対応・対策を実施し、甲に事前にその内容及び事後にその結果を報告しなければならない。

2 甲は、乙からの要請があった場合、乙による近隣対応・対策に対し必要な協力を行う。

(施工に関する報告)

第16条 甲は、乙が契約関係書類に従い消化ガス有効利用設備の施工を実施していることを確認するために、乙に対し説明を求めることができ、かつ、施工の現場において、その進捗状況を立会いの上確認することができる。

2 乙は、前項に規定する説明及び確認の実施について、甲に対して協力をし、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わなければならない。

3 前2項に規定する説明等の結果、乙による施工が、契約関係書類の内容と整合していないものと認められる場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができる。乙は、その要求について疑義がある場合、甲に対して協議を申し入れることができる。

4 甲は、前3項に規定する立会い又は確認等の実施を理由としては、消化ガス有効利用設備の施工の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

第2節 工期の変更等

(工期の変更)

第17条 甲が乙に対して工期の変更を請求した場合、甲及び乙は、協議により当該変更の当否を決定するものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が当該変更の当否を決定するものとし、乙は、これに従わなければならない。

2 事業者の責めに帰すことのできない事由により、甲に対して工期の変更を請求した場合は、甲は、原則として、工期の変更を承認し、甲及び乙は、協議により変更内容を決定するものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が当

該変更の当否を決定するものとし、乙は、これに従わなければならない。

(工期の変更による費用負担)

第18条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により工期が変更され、消化ガス有効利用設備の運営開始日(乙が本契約に基づき実際に消化有効利用事業に係る維持管理・運営業務を開始した日をいう。)が維持管理・運営業務開始予定日より遅延した場合は、当該工期の変更又は運営開始日の遅延に伴い乙が負担した合理的な増加費用に相当する額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を乙に支払うものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により工期が変更され、消化ガス有効利用設備の運営開始日が維持管理・運営業務開始予定日より遅延した場合は、乙は、当該工期の変更又は維持管理・運営開始日の遅延に伴い甲が得られていたはずの土地使用料及び消化ガス売却代金並びに甲が負担した増加費用に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を甲に支払う。なお、当該工期の変更が、不可抗力又は法令変更を原因とする場合は、当該工期の変更の費用及び変更による増加費用の負担については、第50条又は第52条に従う。

(工事の一時中止)

第19条 甲は、必要があると認める場合、乙に対し消化ガス有効利用設備の施工の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

2 甲は、前項の場合において、必要があると認めるときは、工期の変更を請求することができる。甲は、乙の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合を除き、施工の一時中止に伴い乙に生じた増加費用の額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を負担する。

第3節 消化ガス有効利用設備の完成等

(乙による自主完成検査)

第20条 乙は、契約関係書類に従って自主完成検査を実施しなければならない。

2 乙は、前項の自主完成検査の日程及び内容をその実施の7日前までに甲に対して通知しなければならない。また、甲は、この自主完成検査に立ち会うことができる。

3 乙は、甲の立会いの有無にかかわらず、甲に対して第1項の自主完成検査の結果について、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

第4節 損害の発生等

(施工中に第三者に及ぼした損害)

第21条 乙が消化ガス有効利用設備の施工に関し、第三者に損害を及ぼした場合、直ちに甲へ報告し、当該損害のうち、乙の責めに帰すべき事由によるものは、乙が賠償し、自らの責任及び費用負担で対処しなければならない。

第5節 施工業務の契約保証

(施工業務の契約保証金)

第22条 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、付された保証が第3号から第4号までのいずれかのときにおいては、乙が別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後若しくは施工事業者をして別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後、直ちにその保証証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 消化ガス有効利用設備の施工に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結。ただし、甲以外の者を被保険者とする場合は、保険金請求権上に、本事業に関連する甲の乙に対する違約金支払請求権を被担保権として、甲を第一順位とする質権を設定することとする。なお、係る質権設定の費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の保証に係る契約保証金の額は、消化ガス有効利用設備の調査・設計費、施工工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。

4 契約保証金は、消化ガス有効利用設備の設計及び施工の履行後、消化ガス有効利用設備の維持管理・運營業務の開始日以降速やかに還付するものとする。なお、利息等の付与は行わないものとする。

第5章 消化ガス有効利用設備の維持管理及び運營業務

第1節 総則

(消化ガス有効利用設備の維持管理及び運営業務)

第23条 乙は、第8条第1項に示す維持管理及び運営業務期間中、契約関係書類に従い、自己の費用及び責任で、消化ガス有効利用設備を所定の機能及び性能が正常に発揮される状態に維持し、消化ガスを活用した事業を行うことを目的として、消化ガス有効利用設備の維持管理及び運営業務を行わなければならない。

2 維持管理・運営業務の履行にあたり乙が達成しなければならない最低限の水準は、要求水準書等（ただし、提案図書における水準が要求水準書に定める水準より高い場合は、提案図書。）及び前提条件書等（以下「要求水準・前提条件書等」という。）に定めるとおりとする。

3 乙は、本契約、要求水準・前提条件書等に特別の定めがある場合、又は甲と乙との別段の協議が成立している場合を除き、維持管理・運営業務を実施するために必要な一切の手段をその責任において定める。

(維持管理及び運営業務に係る許認可及び届出)

第24条 乙は、消化ガス有効利用設備の維持管理及び運営業務に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の費用及び責任において行わなければならない。

2 甲は、乙の要請があった場合は、前項の乙の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

3 乙は、甲の要請があった場合は、消化ガス有効利用設備の維持管理及び運営業務に関する甲の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行う。

(乙による維持管理及び運営業務実施体制の整備)

第25条 乙は、維持管理・運営業務開始予定日までに消化ガス有効利用設備の維持管理及び運営業務の実施のために必要な一切の準備を完了し、かつ、甲に対しその旨を報告しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、乙の業務実施体制を確認し、乙は、その確認に協力する。

3 乙は、第1項に基づく準備の完了及び前項に基づく甲の確認が完了するまでは、維持管理及び運営業務を開始してはならない。

(維持管理及び運営業務開始の遅延)

第26条 消化ガス有効利用設備の維持管理及び運營業務の開始が、維持管理・運營業務開始予定日より遅延した場合、甲及び乙は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより責任を負うものとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由による場合、遅延日数に応じて乙が実際に負担した追加的経費の額から乙が出費を免れた経費の額を控除して得られる金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を甲が乙に対して支払う。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由による場合、遅延日数に応じて、延滞1日につき、年間当たりの消化ガス購入下限値である●●●Nm³に事業者が提案する購入単価を乗じた年間購入金額の1,000分の1に相当する額を遅延損害金として乙が甲に対して支払う。

2 甲が乙に対し維持管理及び運營業務開始に係る遅延期間につき支払うべき金額は、前項に規定する金額に限る。

(維持管理及び運營業務に伴う近隣対応及び対策)

第27条 乙は、消化ガス有効利用設備の維持管理及び運營業務に関して必要な近隣対応及び対策を自己の費用及び責任で実施しなければならない。

2 甲は、乙からの要請があった場合、前項に規定する乙による近隣対応及び対策に対し必要な協力を行う。

第2節 維持管理及び運營業務の提出書類及びモニタリング

(業務計画書等)

第28条 乙は、要求水準書等に定めるとおり、維持管理・運營業務期間全体の事業計画書(以下「事業計画書」という。)、令和6年度の業務履行年間計画書(以下「業務履行年間計画書」という。)及び令和6年4月分の月間業務計画書(以下「月間業務計画書」といい、事業計画書、業務履行年間計画書及び月間業務計画書を個別に又は総称して「業務計画書等」という。)を維持管理・運営開始予定日の14日前までに完成させ、維持管理・業務開始予定日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、要求水準書等に定めるとおり、令和7年度以降毎年度、各年度の業務履行年間計画書を計画対象年度の前年度の3月末日までに完成させ、甲に提出しなければならない。

3 乙は、令和6年5月以降毎月、各月の月間業務計画書を計画対象月の前月の14日までに完成させ、甲に提出し、当該月間業務計画書の計画対象月が開始する前に甲に提出しなければならない。

4 乙は、業務計画書等を変更しようとする場合には、予め、変更内容について甲の確認を

得なければならない。ただし、業務計画書等に関する軽微な変更については、当該変更が生じた月の翌月の月間業務計画書に記載し、当該月間業務計画書の内容の確認を得ることで足りる。

- 5 前項の定めるところに従って作成される業務計画書等の内容は、契約関係書類に定めるとおりとする。
- 6 甲は、業務計画書等の確認又はその変更の確認を行ったことそれ自体を理由として、維持管理及び運營業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(業務完了報告書)

第29条 乙は、要求水準書等に定めるとおり、維持管理及び運營業務の履行状況に関し、次の各号所定の月報、年報、契約業務完了報告書（以下「業務完了報告書」という。）を作成し、当該各号所定の提出期限までに、甲に提出することにより、維持管理及び運營業務の報告を甲に対して行う。

- (1) 月報：翌月の10営業日以内
- (2) 年報：年度終了後14日以内
- (3) 契約業務完了報告書：維持管理・運營業務期間完了後14日以内

- 2 前項の定めるところに従って甲に提出される業務完了報告書の記載内容は、要求水準書等に定める内容の他は、甲と乙の協議の上で決定するものとする。
- 3 乙は、甲の求めがあるときは、業務完了報告書を含むその他の書類（未提出のものを含む。）を甲の閲覧又は謄写に供しなければならない。
- 4 甲は、業務報告書その他提出された書類の内容に疑義があると認める場合、その他必要と判断した場合において、乙に説明、追加の資料の提出、そのほか改善措置を求めることができる。

(その他の計画書及び報告書)

第30条 乙は、前二条に定めるもののほか、要求水準書等に定めるところに従い、計画書及び報告書を作成して甲に提出し、保管しなければならない。

(免責の否定等)

第31条 乙は、本契約及び要求水準書等に基づき作成した計画書に従い、維持管理及び運營業務を実施する。ただし、乙は、維持管理及び運營業務を実施した結果、要求水準書等（ただし、提案図書における水準が要求水準書に定める水準より高い場合は、提案図書。）に定める水準（以下「要求性能水準」という。）に適合していないと認められる場合、本契約に従い作成した計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

(維持管理及び運営業務に対する甲によるモニタリング)

第32条 甲は、自己の費用で消化ガス有効利用設備の維持管理及び運営業務の状況を確認し、乙による消化ガス有効利用設備の維持管理及び運営業務が契約関係書類に適合しているかを確認するために、次のとおりモニタリングを実施する。ただし、乙に発生する費用は、乙が負担するものとする。

(1) 定期モニタリング 甲が、月に1回、乙から提出される業務完了報告書を検討するほか、現地巡回、業務監視、乙への説明要求等により業務遂行状況を確認するとともに、業務完了報告書記載事項の事実の確認を行う。ただし、甲は維持管理・運営業務状況に応じて、定期モニタリングを省略することができる。

(2) 随時モニタリング 業務完了報告書以外の甲の要請に応じて乙が提出した追加の資料の検討のほか、前号と同様の内容のモニタリングを随時行う。

2 甲は、前項のモニタリングの実施の際に、乙に事前に通知することにより、消化ガス有効利用設備の維持管理及び運営業務の状況について、説明及び立会いを要求することができるものとし、乙は、甲からのその要求に対し協力するものとする。

3 甲は、第1項のモニタリングの結果、乙による業務の実施状況について、契約関係図書で規定する要求性能水準に適合していないと認められる場合(これらの場合を以下「要求性能水準未達」という。)には、甲は、乙に対し改善勧告、改善・復旧計画書の提出を要求することができ、乙はかかる計画書に従って必要な改善措置を講じる。再度の改善勧告に対して乙が定められた対応をしない場合には、甲は契約等を解除することができる。

4 乙は、要求性能水準未達が発生した原因が、乙の消化ガス有効利用設備の施工等の義務違反によるのか、又は乙の義務の不履行によるか判別できないこと理由として、前項に定める義務の負担を免れることはできない。

5 要求性能水準未達が発生した原因が、維持管理・運営業務開始日後に発生した不可抗力(消化ガス有効利用設備について、契約関係書類及び設計図書等の内容との間で不一致又は矛盾があることは含まれない。)又は乙以外の者の責めに帰すべき事由によることを、乙が明らかにした場合には、第5項の規定は適用しない。

第3節 業務の変更等

(維持管理及び運営業務の変更)

第33条 甲が乙に対して消化ガス有効利用設備の維持管理及び運営業務の内容の変更を請求した場合は、甲及び乙は、協議により当該変更の可否を決定するものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が当該変更の可否を決定するものとし、乙は、これに従わなければならない。

2 乙が、乙の責めに帰すことのできない事由により、甲に対して維持管理及び運營業務の内容の変更を請求した場合には、甲及び乙は、協議により当該変更の当否を決定するものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が当該変更の当否を決定するものとし、乙は、これに従わなければならない。

3 前2項に規定する維持管理及び運營業務内容の変更により消化ガス有効利用設備の維持管理及び運營業務に係る費用が増加する場合、当該増加費用については、甲の責めに帰すべき事由に基づく場合には、甲が負担し、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には、乙が負担する。なお、当該設計変更が、不可抗力又は法令変更を原因とする場合は、当該設計変更の費用及び変更による追加費用の負担については、第50条又は第52条に従う。

(維持管理及び運營業務の一時中止)

第34条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し消化ガス有効利用施設の維持管理及び運營業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、甲が、必要があると認めるときは、消化ガス有効利用施設の維持管理及び運營業務の内容を変更することができる。甲は、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、維持管理及び運營業務の一時中止に伴う増加費用及び乙に生じた損害額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額を負担するものとする。

(業務に係る乙の提案(技術革新))

第35条 乙は、契約関係図書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して当該発見又は発案に基づき契約関係図書の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、内容を検討し、承諾又は不承諾の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、甲に承諾された場合、改良工事、運転の変更等を乙の負担にて行い、その概要を甲に報告しなければならない。

4 甲は、第1項及び第2項の規定により契約関係図書が変更された場合において、改良工事にかかる消化ガス有効利用設備の停止期間等を鑑み、甲が必要があると認めるときは、消化ガスの購入価格の変更に対し、甲及び乙は、協議により当該変更の当否を決定するものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が当該変更の当否を決定するものとし、乙は、これに従わなければならない。

第4節 損害の発生等

(維持管理及び運營業務により第三者等に及ぼした損害)

第36条 乙は、消化ガス有効利用設備の維持管理及び運營業務に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、甲又は第三者が被った損害を賠償するものとする。

第5節 維持管理及び運營業務の契約保証

(維持管理及び運營業務の契約保証)

第37条 乙は、消化ガス有効利用設備の維持管理及び運營業務の契約保証として、維持管理期間及び運営期間の開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、付された保証が第3号から第5号までのいずれかのときにおいては、乙が別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後若しくは維持管理及び運營業務の受託者をして別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後、直ちにその保証証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 消化ガス有効利用設備の維持管理及び運營業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証

(4) 消化ガス有効利用設備の維持管理及び運營業務に係る債務の履行を保証する証券に基づく保証

(5) 消化ガス有効利用設備の維持管理及び運營業務に係る債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額は、消化ガス有効利用設備の調査・設計費、施工工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。

4 契約保証金は、消化ガス有効利用設備の維持管理及び運營業務の事業期間終了後速やかに還付するものとする。なお、利息等の付与は行わないものとする。

第6節 土地等使用料・消化ガス購入金

(土地等使用料の納付)

第38条 甲は、事業期間中、土地等の使用を乙に許可する。乙は、本市による当該許可のために、事業毎年度開始2か月前までに、甲に対して本契約に定める土地の行政財産使用許可について申請すること。

(土地等使用料の請求及び支払い)

第39条 甲は、前条の行政財産使用許可申請書の提出を受けて、乙に対し土地等の使用料の請求を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から土地等の使用料の請求を受けた時は、甲に対し、請求を受けた日（請求書を受領した日）の翌日から30日以内（ただし、その最終日が金融機関の休業日の場合は翌営業日まで）に土地の使用料を納入しなければならない。

(消化ガス購入代金)

第40条 乙は、消化ガス有効利用事業に利用するため甲が提供する消化ガスを購入し、甲に対して、消化ガス購入代金を支払うこと。

2 乙は、甲から提供される消化ガスの購入単価は、1Nm³当たり●円（税抜）とすること。

3 乙は、甲から提供される消化ガスを●●●m³N/年を下限值として購入することとする。

4 乙の責めに帰すべき事由により、前項に定める消化ガス年間購入下限値に満たない場合には、消化ガス年間購入下限値と実際の購入量の差に契約単価を乗じたものを違約金として甲に支払うこと。

(消化ガス購入代金の請求及び支払い)

第41条 甲は、第28条に基づく業務履行年間計画書の提出を受けて、乙に対し消化ガスの購入代金の請求を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から消化ガスの購入代金の請求を受けた時は、甲に対し、請求を受けた日（請求書を受領した日）の翌日から30日以内（ただし、その最終日が金融機関の休業日の場合は翌営業日まで）に消化ガスの購入代金を納入しなければならない。

(遅延利息)

第42条 乙は、第39条及び第41条に定める指定期日までに土地使用料及びガス購入代金を納付しない場合には、その翌日から納付した日までの日数に応じ年14.6パーセントの割合による金額を日割り計算した遅延損害金を付して甲に支払わなければならない。

第7章 契約の終了

(契約終了時の取扱い)

第43条 乙は、本契約終了後、第8条第1項4号に示す期限までに、乙の責任及び負担により、消化ガス有効利用設備を撤去する。

(甲による本契約の終了)

第44条 維持管理・運営開始日前に、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、甲は、乙に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了することができる。

(1) 乙が第8条(2)に規定する施工業務開始予定日を経過したにもかかわらず、施工に着手せず、相当の期間を定めて甲が催告しても、着手しないことについて、当該乙から甲が納得できる程度の合理的な説明がなされないとき。

(2) 第32条第1項に規定するモニタリングの実施の結果、乙の責めに帰すべき事由により、契約関係書類に定めた事業内容を達成することができないことが認められ、甲が改善勧告をしたにもかかわらず、改善勧告に対して乙が定められた対応を行わないとき。

(3) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち100日以上、乙による維持管理及び運營業務が、第32条第1項に規定するモニタリングの実施の結果、要求性能水準を満たしていないと認められる状況が存在したとき。

(4) 乙が、土地等使用料又は消化ガス購入代金を支払期限までに支払わず、甲が催告したにもかかわらず、当該催告の日から60日を経過してもかかる支払がなされなかったとき。

2 維持管理・運営開始日前後を問わず、次の各号に掲げる事由のいずれかが該当する場合は、甲は、書面により乙に通知することにより、本契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに乙の契約上の地位を甲が選定した第三者に移転させることができるものとする。

(1) 乙が、破産、会社更生、民事再生、特別清算及び今後制定される倒産に関する法律に基づく手続その他これらに類する法的倒産手続について、乙の取締役会等でその申立てを決議したとき又は乙の取締役等を含む第三者によってその申立てがなされたとき。

(2) いずれかの乙が破産法に規定する支払不能又は支払停止の状態となったとき。

(3) 乙が故意又は過失により、通常業務報告書及び随時業務報告書、財務書類等に著しい虚偽記載を行ったとき。

(4) 乙の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が困難になったとき。

(5) 甲が優先交渉権者と締結している基本契約、工事請負契約(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))、維持管理業務委託契約(汚泥脱水設備等・汚泥処理設備等)、バイオマス受入事業契約(維持管理・運營業務)のいずれかが解除され又は終了したとき(ただし、工事請負契約(汚泥脱水設備等・バイオマス受入設備・導管注入設備(撤去))の目的達成による終了を除く。))。

(6) 前各号に定めるほか、乙が本契約に違反し、乙の責めに帰すべき事由により、本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

3 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、本契約の残期間における消化ガス購入料総額の10分の1に相当する金額として甲が合理的に指定する金額を違約金として、甲の指定する期間内に支払う義務を負うものとする。

(乙による本契約の終了)

第45条 甲が本契約上の重要な義務に違反し、かつ、乙による催告後180日以内に当該違反を是正しない場合、乙は、市に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して、契約を終了することができるものとする。

(甲の公益上の事由による契約終了)

第46条 甲は、本事業の実施の必要が無くなった場合又は消化ガス有効利用設備の転用が必要となった場合には、乙に対し180日以上前に書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了)

第47条 法令変更又は不可抗力により、本事業の実施の継続が著しく困難若しくは不可能なとき又は本事業の実施に過大な費用を要すると認められる場合で甲及び乙との間の協議が整わないときは、甲は、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

第8章 法令変更

(法令変更に係る通知の付与)

第48条 乙は、法令変更により、契約関係書類に従って本業務ができなくなった場合又はその実施に当たり多大な費用を要すると認められる場合、又は、そのおそれがあると認められる場合は、その内容の詳細を記載した書面により甲に対し通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項に規定する通知がなされた時点以降、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合は、履行期日における義務が当該適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。この場合において、甲又は乙は、相手方に生じる損害を最小限にするよう努力をしなければならない。

(法令変更に係る協議及び追加費用等の負担)

第49条 甲は、乙から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに、調査を行い、

当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該法令変更に対応するために、速やかに契約関係書類、設計図書等の変更及び必要な追加費用の負担等について、乙と協議するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、新設又は改廃された法令の施行の日から30日以内に契約関係書類の変更及び必要な追加費用等の負担等についての合意が成立しない場合には、甲は、その対応方法を決定し、乙に通知し、乙は当該対応方法に従うものとする。

3 法令変更により、追加費用又は損害が発生した場合、当該追加費用又は損害の負担は、本事業に直接影響を及ぼす法令の変更並びに消費税及び地方消費税の変更に関するもの（税率の変更を含む。）のいずれかに該当する場合には甲が負担する。それ以外については乙が負担する。

第9章 公租公課

（公租公課の負担）

第50条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、全て乙の負担とし、甲は、本契約に関連して生じる公租公課を別途負担しないものとする。

第10章 不可抗力

（不可抗力に係る通知の付与）

第51条 乙は、不可抗力により、契約関係書類に従って本業務ができなくなった場合又はその実施に当たり多大な費用を要すると認められる場合、又はそのおそれがあると認められる場合は、その内容の詳細を記載した書面により甲に対し直ちに通知しなければならない。

2 前項の場合、甲及び乙は、不可抗力により履行できなくなった義務を免れるものとする。この場合には、甲又は乙は、相手方に生じる損害を最小限にするよう努力をしなければならない。

（不可抗力に係る協議及び追加費用等の負担）

第52条 甲は、乙から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該状況に対応するために、速やかに契約関係書類の変更並びに修繕及び必要な追加費用等の負担（以下「対応策等」という。）について、乙と協議するものとする。

2 前項により決定した対応策等に係る当該追加費用等及び損害は、かかる費用の合計額

のうち 100 分の 1 を超える額を乙が負担するものとする。ただし、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補される場合はこの限りでない。

(不可抗力への対応)

第53条 甲及び乙は協力して、前条第1項による対応策等が決定されるまでの間、不可抗力による本事業への影響を早期に除去し、損害を最小限に抑えるよう、適切な対応を行わなければならない。

第11章 その他

(契約上の地位の譲渡等)

第54条 乙は、事前に甲の書面による承諾がある場合を除き、本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の処分をしてはならない。

(秘密保持)

第55条 甲及び乙は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密及び乙が本事業の実施を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、かつ、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、甲及び乙が認めた場合又は甲若しくは乙が法令等若しくは監督官庁からの要請に基づき開示する場合は、この限りでない。

(準拠法)

第56条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第57条 本契約に起因する紛争に関する訴訟については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第58条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、甲及び乙が誠実に協議の上、これを決定するものとする。